

高知市と学校法人高知学園高知学園大学・
高知学園短期大学との包括連携に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と学校法人高知学園高知学園大学・高知学園短期大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、それぞれの保有する資源を有効に活用することで、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について、相互に協力・連携する。

- (1) 食生活の支援及び食文化の振興・教育に関すること
- (2) 健康増進に関すること
- (3) 歯と口の健康に関すること
- (4) 災害時の栄養・食生活・口腔ケアに関すること
- (5) スポーツ支援に関すること
- (6) 子育て支援に関すること
- (7) 医療・福祉の充実に関すること
- (8) その他、第1条の目的を達成するために必要な取組に関すること

2 前項の連携事項の具体的な内容については、その都度甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

（連携推進会議）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて甲及び乙で構成する連携推進会議を設置する。なお、設置に関しては、その都度協議するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲及び乙で協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙で協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、その都度甲及び乙で協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月4日

甲 高知県高知市本町五丁目1番45号
高知市
高知市長

乙 高知県高知市旭天神町292番地26号
学校法人高知学園
高知学園大学
高知学園短期大学
学長